

○総務省令第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び第六項並びに第七条第五項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(情報通信技術活用法の適用) 第五十二条 法及び令の規定による申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。))第三十八条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。)について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不適当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定による申請等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。		(情報通信技術活用法の適用) 第五十二条 法及び令の規定による申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。))第三十八条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。)について情報通信技術活用法第六条第六項の規定を適用する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、申請等をする者について対面により本人確認をする必要があり、かつ、申請等に係る書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。)のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する申請等は、法第二十一条第一項、第二十三条、第二十四条(法第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。)、第二十五条、第三十条の四第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで並びに令第三十条の十四第一項及び第三項並びに第三十条の十六第一項の規定による申請等とする。	
申請等をする者について対面により本人確認をする必要がある場合	法第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條(法第二十四條の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける場合を除く。)、第二十五條、第三十條の四第一項及び第三十條の四十六から第三十條の四十八まで	法第二十七條第二項に規定する届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認	
申請等に係る書面等(情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。次項において同じ。)のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合	令第三十條の十四第一項	令第三十條の十四第一項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付	
	令第三十條の十四第三項	令第三十條の十四第三項に規定する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付	
	令第三十條の十六第一項	令第三十條の十六第一項に規定する通称として記載を求め、呼称が居住関係の公証のために住民票に記載がされることが必要であることを証するに足りる資料の提示	

2 法及び令の規定による処分通知等(情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。)について情報通信技術活用法第七条第五項の規定を適用

2 法及び令の規定による処分通知等(情報通信技術活用法第三条第九号に規定する処分通知等をいう。以下この項において同じ。)について情報通信技術活用法第七条第五項の規定を適用

する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合とし、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが著しく困難又は不相当と認められる部分は、同欄に掲げる場合に応じ、同表の中欄に掲げる規定による処分通知等のうち同表の下欄に掲げる部分とする。		
処分通知等に係る書面等のうち、 にその原本を交付する必要があるものがある場合	令第二十四条	令第二十四条第一項又は第二項に規定する転出証明書の交付又は再交付
する場合における同項に規定する主務省令で定める場合は、処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があり、かつ、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合とし、当該場合に該当する処分通知等は、令第二十四条の規定による処分通知等とする。		

第二条 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外) 第二十二条 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。) 第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。 2 前項に規定する場合であつて、法第十二条第三項、第十二条の二第三項、第十二条の二第五項(これらの規定を法第十五条第五項において準用する場合を含む。) 若しくは第十二条の四第一項又は第三条第三項若しくは第二条第三項の規定により、市町村長が対面で当該請求又は申出を行う者が本人であることを確認するときは、前項の規定にかかわらず、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。	(電子情報処理組織による請求等に係る適用除外) 第二十二条 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。) 第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

この省令は、令和七年〇〇月〇〇日から施行する。